

令和6年9月2日

川間台自治会
自治会長 矢野 博 様

社会福祉法人
千葉県共同募金会野田市支会
会 長 小林 幸男
(公 印 省 略)

令和6年度共同募金について

初秋の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

赤い羽根共同募金運動につきましては、毎年市民の皆様の深いご理解とご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

おかげさまで、昨年度は、12,481,911円という成果を上げることができました。これもひとえに皆様方の社会福祉に対する深いご理解の賜と重ねて厚くお礼申し上げます。

さて、今年も10月1日から3月31日まで、全国一斉に赤い羽根共同募金運動が展開されます。

千葉県共同募金会から示されました令和6年度の野田市の共同募金（赤い羽根）目標額は、13,050,000円であります。

つきましては、何卒この運動の趣旨をご理解いただき、特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、募金については誠に恐縮ですが、12月27日（金）までにお取りまとめの上、野田市社会福祉協議会事務局（鶴奉5-1）または関宿出張所やすらぎの郷（古布内1944-2）までお届けくださいますようお願い申し上げます。

記

（参考）令和5年度募金実績額 54,500円

※集金や振込での納入をご希望される場合や、掲示用ポスターがご入用の際は下記までご連絡ください。

千葉県共同募金会 野田市支会
TEL 04 - 7124 - 3939
担当：岡田

じぶんの町を良くするしくみ。 赤い羽根共同募金



小さなことかもしれないけれど、困っている人にとっては大事なことです。

その小さなことを、日本全国たくさんの場所で活動している。

ということは、「大きなことをしている」と言ってもいいのかもしれませんが。

赤い羽根はこれからも、テレビや新聞のニュースで取り上げられない

小さなことにも心を配って活動していきます。

あの人を、すべての人を、支えたい。

赤い羽根は小さなことをしています。

令和6年度共同募金運動
ご協力をお願い

野田市の皆様の募金は、このように役立てられています

令和5年度に集められた募金額

12,481,911円

(令和6年度事業に配分しました)

お寄せいただいた募金の7割は野田市の地域福祉に使われます

○ボランティアセンターの運営

- ・ボランティア活動の支援

○高齢者の方へ

- ・結婚50周年記念事業

○障がい者の方へ

- ・じょういんと開催事業

○児童・青少年

- ・チャイルドシート貸出事業

○成年後見支援センターの運営

- ・法人後見事業
- ・日常生活自立支援事業
- ・意思決定支援事業

○福祉団体の活動支援

- ・当事者団体等への助成

○各種貸出

- ・福祉車両等の貸出

野田市
7割

千葉県域
3割

募金の3割は千葉県域の福祉活動支援に

募金の3割は千葉県域の福祉活動支援に活用されています。

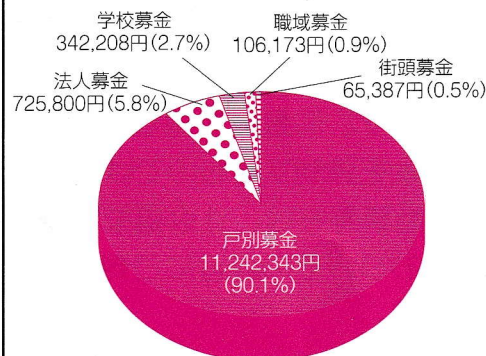
課題もニーズも多様化が進む社会の中、つながりをたやさないように孤立や孤独の問題に取り組む活動の支援を行うほか、災害時には災害ボランティアセンターの運営支援や復興活動を行うボランティア団体の支援にも活用されています。

また、大規模災害に備えた準備金の積立もしています。

いろいろな募金方法があります

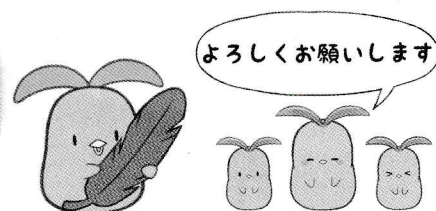
- ・戸別募金 自治会を通じて地域内の各家庭に募金をお願いしています
- ・法人募金 企業や商店に募金のご協力をお願いしています
- ・街頭募金 街頭などで市民の皆様に募金をお願いしています
- ・学校募金 福祉教育の一環として児童・生徒による募金をお願いしています
- ・職域募金 職場を通じて従業員の方々に寄付を呼びかけています

赤い羽根共同募金実績



詳しいつかいみちは裏面へ

赤い羽根募金のつかいみちを紹介します



ボランティアセンターの運営

～合言葉は「できることから」～

- ボランティアに関する相談・あっせん
ボランティア活動をしたい人、受けたい人の相談やあっせんをします
- ボランティア活動の支援
登録グループや個人の活動の支援をします
- 福祉教材・機器の貸出
高齢者疑似体験セットや輪投げ・魚釣りゲーム・スカットボール等を貸出します
※災害時には、必要に応じて災害ボランティアセンターを立ち上げます

成年後見支援センター

～高齢者や障がい者の方々が住み慣れた地域で生活できるようにお手伝いします～

- 成年後見制度に関する相談
成年後見制度に関する相談を受け付けます
- 法人後見事業
判断能力が十分でない方の支援を行います
- 意思決定支援事業
エンディングノートの無料配布を実施しています

貸出事業

- 車いす対応自動車の貸出
車いすのまま乗降できる自動車を貸出します
- さわやか号の貸出
福祉団体に対して、マイクロバスを貸出します
- 車いすの貸出
車いすを貸出します
- チャイルドシートの貸出
乳幼児を養育している方にチャイルドシートを貸出します

その他の事業

- 心配ごと相談
日常生活の悩みごとの相談に応じます
- じょいんと開催事業
知的障がい者とボランティアの交流
- 結婚50周年記念事業
金婚を迎えられた方に記念写真撮影を行います
- 災害対策事業
災害時にお見舞金を交付します
※その他様々な事業を行っています



Q1. 赤い羽根への寄附金には、税額控除ができますか？

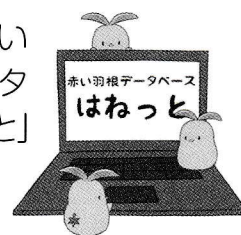
A1. 個人の寄附金は、2千円を超える部分が所得控除または税額控除の対象となります。

Q2. 赤い羽根共同募金は必ずしなければならないものですか。

A2. 募金はあくまでも個人の意思によるものであり、赤い羽根共同募金は、募金をされる方の善意により成り立っております。募金に賛同しない、遠慮したいとお考えの方に、募金を強制するものではありません。

当該募金は、社会福祉協議会の地域福祉活動に活用されており、その趣旨にご賛同いただきご協力をお願いいたします。

共同募金の詳しい
つかいみちはインタ-
ネットで「はねっと」
と検索



千葉県共同募金会野田市支会
〒278-0003 野田市鶴奉5-1
TEL 04-7124-3939
FAX 04-7124-8883

令和6年度 共同募金納付書

金 円也

但し、令和6年度共同募金として

(世帯分)

上記のとおり納付いたします。

令和 年 月 日

自治会名 自治会

氏 名

(宛先) 社会福祉法人千葉県共同募金会野田市支会